

2. 転勤等の場合(他の事業所で特別徴収を継続する場合) 転勤先事業所を経由して提出してください。

給与支払報告
特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。

〇〇年 9月 10日提出 (あて先) 飯 田 市 長		住所(居所) 又は所在地 〒395-8501 飯田市 大久保町〇〇〇〇〇	特別徴収義務者指定番号 7654321	
フリガナ 氏 名 市 民 税 花 子		フリガナ 氏 名 株 式 会 社 〇 〇	係 氏 名 税 務 ヒ デ コ	
個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8 7		連絡先の係、氏名 及び電話番号 (0265) 〇〇 - 1129		電話
給 与 所 得 者 フリガナ 氏 名 市 民 税 花 子		特別徴収税額 (年税額) 140,000 円		異 動 の 事 由 (下記から選択して○ で囲む) 1. 退 職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 ※「9. その他」を選択された場合、次の理由の中からいずれかの理由を必ず選択してください。
生 年 月 日 大正 昭 和 平成 60 年 12 月 21 日		(イ) 徴収済額 6 月から 8 月まで 35,600 円		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ※残額を退職者から全額 徴収し、事業所が納入す 3. 普通徴収 ※残額を退職者本人が納 入する
個 人 番 号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 9 月分以降 104,400 円		退職した年の1 月から退職時 までの給与支払 額 1,200,000 円 控 除 社 会 保 険 料 額 60,000 円
1月1日 の住所 飯田市 〇〇〇〇		異 動 年 月 日 × × ・ 8 ・ 31		
◎給 一括徴収した税額は__月分(__月__日納期限分)に納入します。		◎給 新しい会社で特別徴収を開始で きる月とその月割額を記載します。		
徴収(予定)額(ウ)		※地方税法により、1月1日から4月30日までの 退職者については、一括徴収が義務づけられて います。この期間中は異動者印不要です。 ※死亡による退職の場合は時期に関わらず一 括徴収はできません(普通徴収へ切り替えます)。		
◎転勤等による特別徴収届出書(前事業所にて記入し、飯田市に提出してください)		1(普B) 他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)		
新しい勤務先では 月割額 11,600 円を		2(普C) 給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が93万円以下)		
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		3(普D) 給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)		
9 月分から徴収し、納入する。		4(普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)		
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地 〒395-8501 飯田市 座光寺 〇〇〇		受給者番号 (受給者番号とは、給与事務にあたり 各事業者が独自に付す番号のことで)		1234
フリガナ 氏 名 又 は 名 称 有 限 会 社 〇 〇 〇		連絡先の係、氏名 及び電話番号		係 氏 名 特 徴 明 子
給与支払期日		電話 (0265) 22 - 2222		

※この用紙が不足する場合はコピー又は、飯田市公式ウェブサイトよりダウンロードしてお使いください。